

議案第44号

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成30年5月29日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例
杉並区介護保険条例（平成12年杉並区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

（提案理由）

介護保険法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(保険料率)</p> <p>第13条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 7万8,600円</p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。)をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)が125万円未満である者であり、</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第13条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 7万8,600円</p> <p>ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。)をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。以下同じ。)が125万円未満である者であり、</p>

かつ、前各号のいずれにも該当し
ないもの
イ 略
(7)～(14) 略
2 略

かつ、前各号のいずれにも該当し
ないもの
イ 略
(7)～(14) 略
2 略